

令和元年度第18回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和元年12月20日（金）13:21～20:09
- 2 場 所 ハーバーセンター4階 教育委員会会議室
- 3 出席者 <教育委員>
長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 今井委員 正司委員
<事務局>
後藤教育次長 住谷教育次長 志水総務部長 梶本教職員人事担当部長
荒牧学校支援部長 藤原学校教育部長 山下総合教育センター所長
横山学校計画担当部長
- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 19名
- 6 会議内容

（長田教育長）

それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

まず初めに、撮影の許可についてお諮りをいたします。

本日の教育委員会会議の様様を、朝日新聞社さん、毎日新聞社さん、神戸新聞社さん、産経新聞社さん、共同通信社さんから写真撮影並びに録音の申し出が、また、読売テレビさん、朝日放送さん、NHKさん、関西テレビさんからビデオ撮影の申し出があります。いずれも許可したいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

それでは、許可することといたします。

次に傍聴者について、お諮りをいたします。

教育委員会傍聴規則には傍聴できる人数は10名とすると定めておりますが、本日は多数の方々に御入室をいただいております。つきましては、入室が可能な限り、本日は傍聴者の方に傍聴いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

それでは、議事に入ります。

本日は議案6件、協議事項6件、報告事項6件となっております。

まず、非公開についてお諮りいたします。

このうち、教第67号議案、報告事項1につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関する事。協議事項35につきましては、第3号により長の作成する議会の議案に関する事。教第68号議案、教第71号議案、教第72号議案、協議

事項21、協議事項23、報告事項30、協議事項37、報告事項2、報告事項3、報告事項6につきましては、第6号により会議を公開することにより教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。御異議ございませんか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、ただいま申し上げました議案、協議事項、報告事項につきましては、非公開とすることとさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

報告事項5 第1回少子化に伴う高等学校教育のあり方に関する有識者会議について

(長田教育長)

まず初めは、報告事項5、第1回少子化に伴う高等学校教育のあり方に関する有識者会議についてです。簡単に説明をお願いします。

(学校経営支援課職員)

1. 開催趣旨をご覧ください。本年4月に私学連合会から市長宛てに要望がございました。それを受けまして、先日有識者会議が立ち上げられてございます。2の委員のところをご覧ください。委員4名から構成されておりまして、私学連合会の摺河委員、商工会議所副会頭の森地委員、角川ドワンゴ学園、これは広域通信制高校のN校と言われる学校の運営母体です、山中委員、それから、神戸市私立学校協会の和田委員、4名からなっております。

先日12月16日に第1回の会議がございました。1回目ですので、記載の論点に沿って、各委員が順番に意見をおっしゃっておられました。主な意見について補足させていただきます。

まず、①生徒数の減少を見据えた市内の高等学校のあり方。市立高校は商業、工業、それから、国際科といった特色のある学校もありますけれども、特に、普通科につきましては、もっと私立のほうに任せたいという意見がございました。

②次世代人材育成に向けた高等学校教育の推進。市立高校の改革を考えるに当たっては、外部の意見を取り入れて、反映させていくことが大事ではないかということ。それから、教員人材の育成の部分では、教員がもっと外、これは民間企業を指すものと思われませんが、外に出て交流することも大事である。それから、社会変化に対応するため、教員が生徒と一緒に学んでいくと。そういったことが必要ではないかという意見がございました。

③市立高等学校の役割。神戸ならではの教育内容、防災、減災の教育、そういったことに、今後、力を入れていくべきではないかと。そういった意見がございました。

最後に4の今後の予定ですけれども、次回、第2回会議は来年の2月頃に開催予定ということで、早ければ、この会議で意見の取りまとめをしまして、それ以降に総合教育会議で協議できればということでした。

参考までに当日の資料を添付してございます。

説明は以上です。

(長田教育長)

では、この件について、御質問、御意見ございませんか。

(今井委員)

すみません、これは県立学校については、特に議題の中には出てこないのですか。

(学校経営支援課職員)

この第1回目の会議の中では、特に県立というお話はありませんでしたけれども、当然、高校の中には、県立、市立、私立、全て含まれて、議論に乗っているということになります。

(今井委員)

今の市立高校の現状等の御説明というのは、事務局から、この会議に出席されて御説明されているのですか。

(学校経営支援課職員)

その場で説明はしていません。事前に資料という形でお渡ししてございまして、そちらを事前にご覧になっているということになります。

(長田教育長)

他にございませんか。

市長のもとで、この少子化の時代の中で、これからの高等学校教育をどうするのか。そのあり方についての有識者会議ということで、当然、神戸市としては、市立学校を念頭に置いてということになるのでしょうかけれども、今、お話がありましたように、当然市内には県立高校もあるわけですので、県立高校との関連ということも十分念頭に置いて、もし、具体的な動きが出てくるのであれば、県教委との調整ということも出てこようかと思っております。

特によろしいですか。

(山本委員)

今後の少子化に伴う、15歳人口の減少だとか、社会状況の変化等の情勢をあわせて考えても、市立高校の実態をしっかりと踏まえていただきながら、先ほどの論点での今後の協議、御意見をまた、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(長田教育長)

では、他、特にないようでしたら、次に移らせていただきます。

教第69号議案 神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部改正について

(長田教育長)

教第69号議案です。神戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理運営に関する規則等の一部改正についてです。

内容については、以前に説明をしてもらっておりますので、その後の部分について、簡単に説明をお願いします。

(学校教育課職員)

意見公募ですけれども、11月11日から12月10日までの30日間、募集させていただきました。いただいた意見は2通です。

簡潔に述べますと、1、六甲山小学校の夏季休業日、冬季休業日を、規則への明記化をすべきではないか。2、夏季休業日の授業日を三日間と定めた理由、それに至った経緯、3、学期の変更理由とその必要性、この意見に対する回答としては、神戸市の考え方に記しているとおりです。ページは、後ろから2枚目、そして、最後のページにその考え方を記させていただいています。

以上のことから、意見募集を行いました。この規則一部改正を修正するまでの意見がございませんでしたので、11月5日の教育委員会会議に諮らせていただいた内容のとおり、改正したいと考えております。

改正案については、資料の3枚目、4枚目に記しておりますので、御審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

(長田教育長)

では、この件について、御質問、御意見ございませんか。

(今井委員)

今回、御意見の提出件数が2通3件ということで、本当はものすごく関心のある話のはずなのに、神戸市の生徒さんの数、保護者の数からすると、なかなか御意見がここでは出てこなかったというのは、どうですか。この周知の仕方であるとか、もう少し今後、改善していったほうがいい点など、何かお考えとかありますか。

(学校教育課職員)

これまでも、試行実施ということでさせていただいて、普段から学校を通して、保護者の方の意見も、実は、いただいております。そういった点からも、今回だけのことでないというのもあります。今回も教育委員会会議を通して、全ての保護者の方に対して、こういう意見公募をしていますということもお知らせしてあります。ただ、今後も本当に、このやり方でいいのかどうかということは、考えていきたいと思っております。

(今井委員)

この手続に則った意見提出ではなくて、それ以外で、例えば、教育委員会だよりを見たけどとか、案内を見たけど、どうなのですかみたいな意見は、直接寄せられていますか。

(学校教育課職員)

電話でしたので、ここに載せてはませんが、2学期が8月1日からになるということに対して、夏休みがなくなるのですかという問い合わせは二、三件ありました。いや、そうではありませんと説明させていただきましたら、その方々は全て、あ、わかりましたと御理解はいただいています。

(長田教育長)

他にございませんか。

(山本委員)

質問と確認なのですが、本年度の様子を見ていると8月の後半の三日間が小学校も中学校もほとんどでした。今後についても、8月中での三日間という捉え方で、それが後半であろうが、それは構わないという捉え方でいいのですか。

(学校教育課職員)

今のところは8月の最終の週の1週間あたりからと考えています。

(山本委員)

最終の週ということですか。

(学校教育課職員)

そうです。

(山本委員)

わかりました。

(学校教育課職員)

8月25日あたりからの1週間、当然、土日は除きますが、そこで考えます。

(山本委員)

ありがとうございました。

(長田教育長)

他に、よろしいでしょうか。

それでは、全ての学校園において、第1学期を4月1日から7月31日まで、第2学期を8月1日から12月31日までということで、この第1学期、第2学期を改めるということについての規則改正の議案になっておりますが、この議案、承認とさせていただいてよろしいですか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございます。

それでは、次に参ります。

報告事項4 小学校における教員間ハラスメント事案について

(長田教育長)

報告事項4です。小学校における教員間ハラスメント事案についてです。

各委員には、先日の記者発表した資料等々、既に説明がされていると思いますが、事務局で、それ以外の補足事項があればお願いをします。特になければ結構です。

(教職員課職員)

特に、補足事項はございませんけれども、今回の調査委員会に提供できていなかった資料がありましたことが、この度、12月14日に判明をいたしました。そのため、追加での調査が必要となり、調査報告をいただくまでには、さらに時間を要する見込みであると聞いてございます。このような事態に至りましたことをお詫び申し上げます。大変、申し訳ご

ざいませんでした。

(長田教育長)

それでは、この件について、御質問、御意見をお願いいたします。

(今井委員)

意見ですけれども、垂水の件があって、こういうことがないようにということで、東須磨の件で、あの調査委員会が立ち上がった時、この場でもお願いしていたと思うんですけれども、こういうことが起きたのはすごく残念だと思います。本当に、こういうことが起きないように体制というのを作っていかなければいけないと思っています。

東須磨の件が起きて、教職員課の体制、人員体制として、本当にどうなのかと。大変厳しい状況にあるのではないかと思います。教育委員会の場とか各委員からもお話があったと思うのですが、そこが改善されないまま、結局、こういう形で大きなミスが起きてしまったということ、本当に深く受けとめて、今後、二度とこのようなことないように、変えていかなければいけないと改めて思っています。

(伊東委員)

あってはならないことなので、教育長と教育次長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

(長田教育長)

私の考えというか感想から言いますと、正直どうしてこんなことが起こったのか、幾ら説明を聞いても、理解ができない部分があります。事案発生後かなりドタバタの中で、激務であったということは、それはよくわかるのですけれども、ただやはり、従前からの仕事のやり方を変えていかねばならない。垂水の自死事案を受けて、一人で仕事をやるのではない。その上司は一体誰なのか。組織でやるんだと。しかも、横の教員籍、行政職、教員職との間でも十分に役割分担をしながら進めていくと。こういうことを徹底していたにもかかわらず、また、こういうことが起こった。本当に残念でなりません。これは一人の責任ではなくて、組織の問題です。やはり、私が一つ思うのは特に課長の職、これはどこの職場でもそうですけれども、課長がプレイングマネージャーで、業務に入り込まざるを得ない、課長自ら動いている。そういう中で、なかなかチェックができないようなシステムに陥ってしまっているのではないか。私は、そんな気がしています。ですから、先ほども今井委員から、二度とこういうことが起こらないようにということがありました。今回、どうしてこのようなことになったかということ、それぞれが振り返って反省をし、組織としてこれを防ぐためには、どのようにしていけばいいのかということ、ぜひ組織として、教職員課として、事務局として、今後の方向性をしっかりと打ち出してもらいた

い、このように思っています。

(伊東委員)

ありがとうございます。

(正司委員)

今の教育長のお話に尽きると思います。ぜひ、そのシステム変更の時に、情報の共有の仕方、流れ方、係内、課内、そして課間をまたぐところまで考えて下さるとともに、どう変わったかあたりも、我々に経過報告をしていただきたい。特に対外と重要な情報のやりとりをする時には、場合によっては、我々のような第三者の目も入れた、システム構築が必要かもしれない思っています。いずれにせよ、われわれと一緒にあって、仕事のやり方を変える必要があると思います。ぜひとも、議論していただければと思います。

(山本委員)

10月からの短期間の間に、本当に精力的に調査に尽力いただいた調査委員会に、多大なる迷惑と労力をおかけしたことについては、同じ教育委員会の者として、私も、申し訳ないと思います。先ほど、教育長もおっしゃられたことも含めて、二度あることは三度ということがないように、絶対に、こういうことが起こらないように、組織のあり方、システムについて、もう一度しっかりと精査し、厳しく見直して、ぜひとも、しっかりとやっていかねばならないと思います。共にしっかりとやりたいと思います。

(長田教育長)

他にございませんか。

今、山本委員からもありましたけれども、調査委員会には、発足以来非常に、精力的に聞き取りを含め、調査に取り組んでいただいておりますので、調査委員会の先生方に非常に申し訳ないという思いで一杯ですし、また、今回のこの調査の関係者の方々にも、改めてお詫びを申し上げたいと思います。

その上でやはり、事務局としては、追加調査には、万全の協力体制を敷いていただいて、もちろん、内容にはタッチすることはできませんけれども、しっかりとサポートをしていただくように、切にお願いをいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に参ります。

教第70号議案 運動会・体育大会の組体操について

(長田教育長)

教第70号議案です。運動会・体育大会の組体操についてです。

事務局から、前回までにいろいろ御説明をいただいている部分もありますので、その後の状況変化等も含めて、まず、簡単に説明をお願いいたします。

なお、この組体操に関しての今後の方針、今後のあり方という部分の議論、意見交換につきましても、やはり、その内容が、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして、これは教育委員会会議規則の第10条第1項第6号、こちらに該当すると思われまますので、今後の方針、あり方等については、後ほど、非公開の場で協議をしたい。非公開とせざるを得ないと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

それでは、それ以外の部分について、説明をいただき、質問、意見交換をさせていただきたいと思っております。

(教科指導課職員)

安全な体育的活動のあり方検討会につきましては、これまでも、11月14日及び12月12日に2回開催いたしました。

今回、主に、2回目の12月12日の開催について、かいつまんで御説明いたします。

1 ページをお開きください。これは以前の委員会会議で既にお渡しをしておりますけれども、第1回の時の議事概要でございます。割愛いたします。

2 ページをお開きください。12月12日に行われた検討会の議事概要でございます。第2回といいますのは、第1回の時に、この秋以降取り組みをかなり強化したことによって、教員の負担といったものが相当あったのではなかろうかと。ついては、組体操を実施した学校にアンケート調査をしてくださという御指示がございましたので、そのアンケート結果を御報告したり、あるいは、組体操そのものに固執するだけではなくて、連帯感、一体感を達成できるような他のプログラムはないかと。そういった議論を主にさせていただきました。

議事概要は、やはり、事務作業や研修に係る時間が、かなり秋に増えているという結果になりまして、大きい負担になっているという御意見とか、特に小規模な学校では、もともと先生が少のうございますので、補助に当たる教員確保が難しいというような深刻な状況だという御意見とか、安全さえ確保できれば有意義だなという意見もあるんですけどもという話もあつたりしました。更には、教員が不安を抱えて指導すると、子供にもその不安というのが伝染すると。果たしてちゃんと子供に向き合っているのかという厳しい御意見もいただいたりとか、子供を取り巻く状況というのが変化しているということが、第1回目でも議論があつたところでございます。そういう中で、伝統を重んじることに固執していないかと。やめる勇気というものも含めて校内で議論できているのかという御意見や、

あとは、学校現場からは、組体操のあり方を全市で統一してほしいという意見もあるし、学校裁量に委ねるべきだという意見、どちらの意見もあるとか。そういった御意見が寄せられた次第でございます。

3 ページは、第2回の次第でございます。割愛いたします。

4 ページは、御出席いただいた委員の名簿でございます。

5 ページ以下は、以前にお示ししたことがありますけれども、第2回の検討委員会で、お配りした資料でございます。5 ページはアンケート結果ですが、1 番の1) 人数がどれぐらい増えたか。2) かかわった時間がどれぐらい増えたか。

6 ページに参りまして、心理的な負担感はどれぐらい著しくなったかとか。それに係る理由等々をいただいています。やはり、負担と感じたなというのが123件寄せられていまして、その中でも特に大きかったのが、絶対に怪我をさせられないというプレッシャーが相当あった。精神的負担もかなりあったというアンケート結果でございます。

7 ページ以降は、特に、今議案には直接関係がないので、割愛いたします。説明は以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件についての御意見、御質問はございませんか。

かなり、第1回、第2回と間を置かずに、精力的に検討会を開催いただいて、御意見をいただいております。

御質問ございませんか。

このアンケートの結果ですけれども、これは事務局からすると、大体、もともと想定していたようなアンケート結果になっているのでしょうか。それとも、意外だなというふうに思われたような点はあるのでしょうか。

(学校教育課職員)

やはり、秋実施に対して、時間、人、心理的な面での負担は多かろうなという予測はございまして、いみじくも、それが裏づけられた形になっているかと思います。いろいろな、安全に係る取り組みということで、いろいろな事務的なことも含めて、かなり大きい負担を学校にお願いしたことが反映しているのかなと思います。

(正司委員)

確認なのですが、アンケートそのものは、例えば、春実施、秋実施とか、組体操以外の競技についても、いろいろ御意見をいただいているわけですけれども、この12月の委員会では、組体操にテーマを絞って議論をいただいたという理解でよろしいでしょうか。

(学校教育課職員)

御指摘のとおりでございます。また、第3回以降で、そういった他のことに関しても、議論を深めたいと思います。この2回は組体操に限っての議論ということでございました。

(正司委員)

もう一点ですが、この運動会で組体操をやるという議論と、体育の授業として、組体操をやるという議論を分けるというような話をされた方はおられましたでしょうか。

(学校教育課職員)

分けて議論という話は及ばなかったのですが、第1回のところで、やはり、同じ倒立をするにしても、体育の授業で体育館の中でマットを敷いて、運動靴をはいてやるのと、組体操で屋外ではだしで、風が吹いている中やるということ、子供の集中力がそがれたりだとか、あるいは、はだしですることによって、足を踏んで、ちょっと足の指を怪我するような、そういった環境面の違いは明らかにあるなど。そういう話は出ました。

(長田教育長)

他にございませんか。

(山本委員)

アンケート調査に関する事で、わかれば結構ですけれども、開催時期のメリット、デメリットという一番最後のところで、隔年開催のメリット、デメリットとか、それから、半日開催のメリット、デメリット。今、神戸の中で隔年開催というのは、実際にはありますか。

(学校教育課職員)

ございません。

(山本委員)

ないですね。それを想定した場合、こんなことが考えられるというアンケートですね。

(学校教育課職員)

将来、いろいろなことを検討するために、何回も分けて聞くのも、学校の負担になるので、いろいろなことをこの際、参考にお尋ねしただけでございます。

(山本委員)

ありがとうございました。

(今井委員)

今の同じところなんですけれども、半日開催は、実例はあるのですか。

(学校教育課職員)

あります。

(今井委員)

半日開催は大体何校ぐらいですか。

(学校教育課職員)

まだ、1校、2校ぐらいです。

(学校教育課職員)

はっきりとは把握しておりませんが、一、二校程度ではないかと思われま

(今井委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

他によろしいでしょうか。

この他は、組体操についての今後の方針、あり方についての御意見ということで、後ほど議論をさせていただきたいと思います。

それでは、次に参ります。

協議事項36 名谷図書館の新設、垂水図書館の移転新設について

(長田教育長)

協議事項の36です。協議事項36は、名谷図書館の新設、垂水図書館の移転新設についてです。

この件については、既に市のほうで、記者発表もされておりました、その辺の内容等につきましても、事前に各委員に配付をさせていただいております。

この件について、御質問、御意見ございますか。

西神中央の西図書館も含め、大丸百貨店の中に名谷図書館、また、垂水駅前に垂水図書館を移設というようなことの内容でございます。

特によろしいでしょうか。

その他、教育委員の皆様から、この会議で取り上げるべき案件、項目等がございました

ら、御意見をいただきたいと思いますが、いかがですか。

では、何かございましたら、いつでも結構ですので、事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

ここで、公開案件につきましては、全て終了いたしました。

大変恐れ入りますが、傍聴者の方々、また、報道関係者の方々につきましては、御退席をお願いいたします。

閉会 午後 8 時 9 分